農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

板倉町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 旧西谷田村地域

(1) 現況

本地域は、当町の北部に位置し、米麦や路地野菜などが生産されている。近年は、 農業者の高齢化・減少に伴う地域の担い手不足への危機感の高まりから、地域内の一 部集落では農業生産法人が立ち上がっており、農地の集積を進め、効率的な運営に努 めている。

しかしながら、農業者の高齢化・減少に伴い集落機能が低下し、農業生産の活動や 多面的機能の発揮が危惧されている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業生産法人を中心とした組織の活動を支援することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 旧海老瀬村地域

(1) 現況

本地域は、当町の東部に位置し、近年、一部エリアで基盤整備を行っており、稲作と施設野菜の複合経営が展開されている。複合経営により経営の安定化を図っているため意欲的な農家が存在するが、農業者の減少に伴い農地・農道・水路などの施設を守っていくことが困難となっている。

この従来から引き継がれてきた農業資源を守るため、農業者だけでなく、地域住民等が幅広く参画した地域共同活動を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、意欲的な農家を中心とした組織の活動を支援することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 旧大箇野村地域

(1) 現況

本地域は、当町の南部に位置し、早場米の産地である。専業農家は旧海老瀬村同様の複合経営を行っているが、稲作は矮小なほ場が多い。一部エリアで基盤整備を進めており、農地集積による稲作効率化を行うことで更なる経営の安定化を目指している。しかしながら、農業者の高齢化・減少に伴い基盤整備後の農業資源の維持や多面的機能の発揮が危惧されている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、将来は、 基盤整備を行った集落での組織の設立や活動の支援を行うことにより、多面的機能の 発揮の促進を図ることとする。

4 旧伊奈良村地域

(1) 現況

本地域は、当町の西部に位置し、稲作と施設野菜の複合経営が展開されている。当地域は、全ての行政区組織が活動組織の一員となっており、集落周辺の農地等の施設を活動範囲としているが、農業者の高齢化・減少に伴い集落機能が低下し、農業生産の活動や多面的機能の発揮が危惧されている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、現組織の活動を支援することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業 に関する事項

No	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	旧西谷田村区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
5	旧海老瀬村区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
6	旧大箇野村区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
7	旧伊奈良村区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施 を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業については、県の基本方針に定める推進組織へ参画 し実施していくものとする。